

IV. その他参考様式について

1 様式

- | | |
|-----------------------------|-----|
| 【参考様式 1】土壤検査結果証明書（参考） | P88 |
| 【参考様式 2】水質検査結果証明書（参考） | P89 |

参考様式1（第11条、第16条、第21条関係）

土壤検査結果証明書（参考）

年　月　日

様

発行番号

分析機関名

代表者

印

所在地

電話番号

計量証明事業所の所在地

計量証明事業所の登録番号

環境計量士

印

年　月　日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を下記のとおり証明します。（検体区分・番号）

計量の対象	単位	測定値	定量下限値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l			0.003	日本産業規格 K0102 55.2、55.3又は55.4
全シアン	mg/l			不検出	日本産業規格 K0102 38 (38.1.1及び38の備考11の方法を除く) 昭和46. 環告第59号付表1
有機燐	mg/l			不検出	昭和49. 環告第64号付表1又は日本産業規格 K0102 31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの
鉛	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l			0.05	日本産業規格 K0102 65.2 (65.2.7を除く)
砒素	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102 61
総水銀	mg/l			0.0005	昭和46. 環告第59号付表2
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和46. 環告第59号付表3、昭和49. 環告第64号付表3
P C B	mg/l			不検出	昭和46. 環告第59号付表4
ジクロロメタン	mg/l			0.02	日本産業規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.2
四塩化炭素	mg/l			0.002	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
クロロエチレン	mg/l			0.002	平成9. 環告第10号付表
1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1	日本産業規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	シス体は日本産業規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.2 トランス体は日本産業規格 K0125 の5.1、5.2又は5.3.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,3-ジクロロプロベン	mg/l			0.002	日本産業規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.1
チウラム	mg/l			0.006	昭和46. 環告第59号付表5
シマジン	mg/l			0.003	昭和46. 環告第59号付表6第1又は第2
チオベンカルブ	mg/l			0.02	昭和46. 環告第59号付表6第1又は第2
ベンゼン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.2
セレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102 67.2、67.3又は67.4
ふつ素	mg/l			0.8	日本産業規格 K0102 34.1(34の備考1を除く)若しくは34.4又は34.1c及び昭和46. 環告第59号付表7
ほう素	mg/l			1	日本産業規格 K0102 47.1、47.3又は47.4
1,4-ジオキサン	mg/l			0.05	昭和46. 環告第59号付表8
検体の性状(任意記入)	PH			形状	色 匂い
備考	採取場所： 工事名： 上記工事の施工業者： 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合、当該工程の内容、事業者の氏名及び事業所の所在地を記入。 委託した工程（試料採取・検液作成・分析） 委託事業者の氏名又は名称： 委託事業者の所在地：				

参考様式2（規則第22条関係）

水質検査結果証明書（参考）

年　月　日

様

発行番号
 分析機関名
 代表者 印
 所在地
 電話番号
 計量証明事業所の所在地
 計量証明事業所の登録番号
 環境計量士 印

年　月　日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法によりろ過して検液を作成し、計量した結果を下記のとおり証明します。（検体区分）

計量の対象	単位	測定値	定量下限値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l			0.003	日本産業規格 K0102 55.2, 55.3 又は 55.4
全シアン	mg/l			不検出	日本産業規格 K0102 38.1.2(38の備考11を除く)、38.2、38.3 又は 38.5 昭和46. 環告第59号付表1
有機燐	mg/l			不検出	昭和49. 環告第64号付表1
鉛	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l			0.05	日本産業規格 K0102 65.2 (65.2.7を除く)
砒素	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102 61.2、61.3 又は 67.4
総水銀	mg/l			0.0005	昭和46. 環告第59号付表2
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和46. 環告第59号付表3
P C B	mg/l			不検出	昭和46. 環告第59号付表4
ジクロロメタン	mg/l			0.02	日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
四塩化炭素	mg/l			0.002	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1	日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
トリクロロエチレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1,3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002	日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1
チウラム	mg/l			0.006	昭和46. 環告第59号付表5
シマジン	mg/l			0.003	昭和46. 環告第59号付表6 第1又は第2
チオベンカルブ	mg/l			0.02	昭和46. 環告第59号付表6 第1又は第2
ベンゼン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
セレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102 67.2、67.3 又は 67.4
ふつ素	mg/l			0.8	日本産業規格 K0102 34.1 (34の備考1を除く) 若しくは 34.4 又は 34.1c 及び昭和46. 環告第59号付表7
ほう素	mg/l			1	日本産業規格 K0102 47.1、47.3 又は 47.4
1,4-ジオキサン	mg/l			0.05	昭和46. 環告第59号付表8
検体の性状(任意記入)	P H			形状	色 勾い
備考	採取場所： 工事名： 上記工事の施工業者： 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合、当該工程の内容、事業者の氏名及び事業所の所在地を記入。 委託した工程（試料採取・検液作成・分析） 委託事業者の氏名又は名称： 委託事業者の所在地：				